

Radiata Increase



FP2 級

2025 年 5 月

CBT 試験 公表分

実技

生保顧客資産相談業務

過去問解説

注意事項

1. 本試験の出題形式は、事例形式5題(15 問)です。
 2. 試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2024 年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
 3. 問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
 4. 各問の問題番号は、通し番号になっており、問1から問 15 までとなっています。
 5. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

【第1問】 次の設例に基づいて、各問(問1～問3)に答えなさい。

《設 例》

X株式会社(以下、「X社」という)に勤務するAさん(52歳)は、妻Bさん(54歳)および母Cさん(76歳)との3人暮らしである。Aさんは、今後の資金計画を検討するにあたり、60歳になるまで厚生年金保険に加入した場合の公的年金の老齢給付について知りたいと思っている。

また、Aさんは、母Cさんが将来、介護が必要な状態となることを心配しており、介護休業を取得した場合の雇用保険の給付についても知りたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

(1) Aさん(1972年7月10生まれ、52歳、会社員)

- ・公的年金加入歴：下図のとおり(60歳までの見込みを含む)
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	22歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 (33月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (96月)	被保険者期間 (351月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬月額45万円)

(2) 妻Bさん(1970年6月15日生まれ、54歳、専業主婦)

- ・公的年金加入歴：高校卒業後の12年間(144月)は厚生年金保険に加入し、その後は国民年金に第3号被保険者として加入している。
- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

(3) 母Cさん(1948年10月11日生まれ、76歳)

- ・後期高齢者医療制度の被保険者である。

※妻Bさんおよび母Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問1

Aさんが、原則として65歳から受給することができる老齢基礎年金および老齢厚生年金の年金額(2024年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 老齢基礎年金の年金額(円未満四捨五入)(①)円
2. 老齢厚生年金の年金額
 - (1) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入)(②)円
 - (2) 経過的加算額(円未満四捨五入)(③)円
 - (3) 基本年金額(上記「(1)+(2)」の額)□□□円
 - (4) 加給年金額(要件を満たしている場合のみ加算すること)
 - (5) 老齢厚生年金の年金額(④)円

〈資料〉

○老齢基礎年金の計算式(4分の1免除月数、4分の3免除月数は省略)

$$816,000円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{保険料半額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square} + \frac{\text{保険料全額免除月数}}{\square} \times \frac{\square}{\square}}{480}$$

○老齢厚生年金の計算式(本来水準の額)

i) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) = ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額(円未満四捨五入) = 1,701円 × 被保険者期間の月数

$$- 816,000円 \times \frac{\text{1961年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額 = 408,100円(要件を満たしている場合のみ加算すること)

【答え】

①老齢基礎年金の年金額

●老齢基礎年金の受給要件

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した、受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受け取ることができます。

●老齢基礎年金の計算方法

20歳から60歳になるまでの40年間(480月)の国民年金の納付月数や厚生年金の加入期間等に応じて年金額が計算されます。

[計算式]

816,000 円 × (保険料納付済期間 + 免除期間) ÷ 480 月

[本問の場合]

20歳	22歳		60歳
国民年金	厚生年金保険		
保険料未納期間 (33月)	被保険者期間 (96月)	被保険者期間 (351月)	
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)	

・Aさんは20～22歳まで33月未納期間がありますので、
480月-33月=447月が保険料納付済月数となります。

816,000 円 × 447 月 / 480 月 = 759,900 円

② 老齢厚生年金の年金額

●報酬比例部分の額

i) 報酬比例部分の額（円未満四捨五入）＝㉑＋㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年4月以後の被保険者期間の月数}$$

20歳	22歳	60歳
国民年金 保険料未納期間 (33月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (96月)	被保険者期間 (351月)
	(2003年3月以前の 平均標準報酬月額25万円)	(2003年4月以後の 平均標準報酬額45万円)

[a] 2003年3月以前の期間分

$$250,000 \text{ 円} \times 7.125/1000 \times 96 \text{ 月} = 171,000 \text{ 円}$$

[b] 2003年4月以後の期間分

$$450,000 \text{ 円} \times 5.481/1000 \times 351 \text{ 月} = 865,723.95 \text{ 円}$$

[a+b]

$$\begin{aligned} 171,000 \text{ 円} + 865,723.95 \text{ 円} &= 1,036,723.95 \text{ 円} \\ &= 1,036,724 \text{ 円 (円未満四捨五入)} \end{aligned}$$

③ ●経過的分算の計算方法

1,701 円×被保険者期間の月数-816,000 円×(1961 年以後で 20 歳以上
60 歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数/480 月)

[本問の場合]

・被保険者期間の月数は、96月+351月=447月となります。

1,701円×447月-816,000円×447月/480月=447円

④ ●加給年金の支給要件

【加給年金】

加給年金とは	厚生年金の被保険者が65歳に達したとき、配偶者や子どもなどを扶養している場合に、老齢厚生年金に追加で支給される年金です。
受給要件	厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている65歳未満の配偶者または子(18歳になって最初の3月31日までの子・または障害等級1・2級の20歳未満の子)がいるときに加算されます。
備考	・加給年金は対象になっている配偶者が65歳で打ち切られた後、振替加算へととなります。 ・特別支給の老齢厚生年金(定額部分)がある場合も支給されます。

厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

[本問の場合]

Aさんの厚生年金被保険者期間は447月(約37年)ですので、20年以上ですが、妻BさんはAさんより年上ですので、加給年金の対象外です。

『老齢厚生年金の年金額』

老齢厚生年金の年金額=報酬比例部分+経過的加算+加給年金

1,036,724円+447円=1,037,171円

したがって正解は、

①759,900 (円)

②1,036,724 (円)

③447(円)

④1,037,171 (円)

問2

Mさんは、Aさんに対して、妻Bさんが受給することができる公的年金の老齢給付について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「妻Bさんには、特別支給の老齢厚生年金の支給はなく、原則として、65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります」

②

「妻Bさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の額には、振替加算額は加算されません」

③

「国民年金の第3号被保険者であった期間は、合算対象期間として老齢基礎年金の受給資格期間に算入されますが、老齢基礎年金の年金額には反映されません」

【答え】

① ○

特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金保険の受給開始年齢が60歳から65歳に引き上げられたことで、受給開始年齢を段階的にスムーズに引き上げられるために設けられました。

最初に定額部分が減額し、その後報酬比例部分が減額します。

男性の場合、1961年4月2日以降

女性の場合、1966年4月2日以降(男性より5年遅れ)

の方には支給されません。

[本問の場合]

妻Bさんは、1970年6月15日生まれで、

特別支給の老齢厚生年金の支給要件である

女性の場合、1966年4月2日以降ですので、支給はありません。

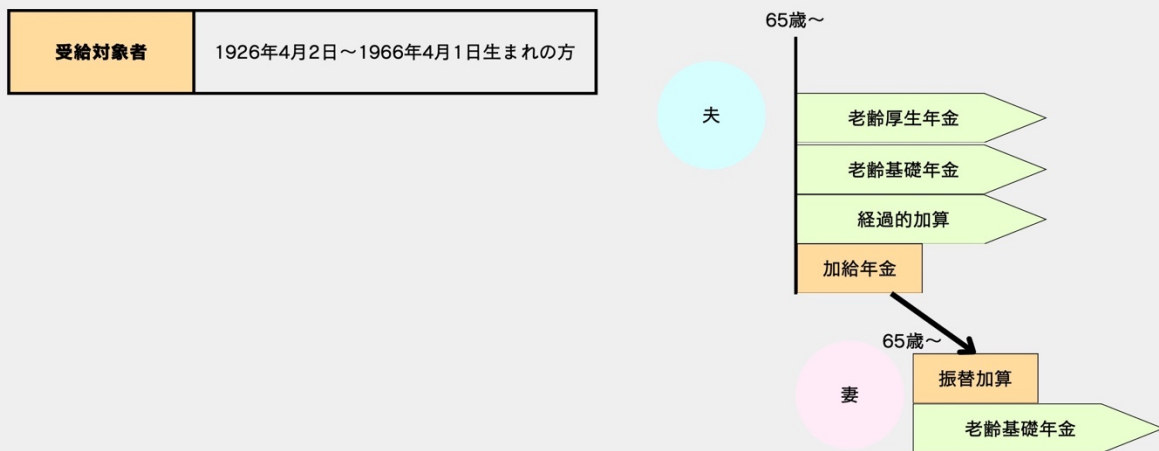
65歳から老齢基礎年金および老齢厚生年金を受給することになります。

② ○

【振替加算】

夫（妻）が受けている老齢厚生年金や障害厚生年金に加算されている加給年金額の対象者になっている妻（夫）が65歳になると、それまで夫（妻）に支給されていた加給年金額が打ち切られます。

このとき妻（夫）が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻（夫）自身の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。



振替加算の受給対象者は、“1926年4月2日～1966年4月1日”生まれの人です。よって、妻Bさんは1970年6月15日ですので、振替加算は加算されません。

※備考

・加給年金

家族の生活を支える世帯主の年金を厚くすることで、世帯全体の生活保障を充実させることが目的。

・振替加算

加給年金が支給停止になった配偶者に対して、配偶者の老齢基礎年金に一定額を上乗せして支給する仕組み

専業主婦などの第3号被保険者だった配偶者が老齢基礎年金を満額もらえない場合があるため、1986年4月の基礎年金制度導入による移行期(1926年4月2日～1966年4月1日生まれの人)に不利益を生じないように調整することが目的。

③ ✕

【国民年金の被保険者】

	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者 (廃止検討中)
対象者	自営業者・学生・無職・農業従事者・国会議員	会社員・公務員・私学の教職員など	第2号被保険者の被扶養者
年齢要件	20歳以上60歳未満	✕ ※老齢給付(65歳以上)の受給権を有する場合を除く	20歳以上60歳未満
国内居住要件	○	✕	○
国籍要件	✕	✕	✕

『第3号被保険者の期間』

保険料の納付はありませんが、第2号被保険者に扶養されているため、保険料を納付したとみなされます。

よって、“受給資格期間”や“年金額”にも、反映されます。

※合算対象期間(カラ期間)とは

年金の受給資格期間(原則10年)を満たすための期間としてカウントされますが、年金額の計算には含まれない期間のこと。

問3

Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の介護休業給付金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「介護休業給付金は、Aさんのような雇用保険の一般被保険者が、配偶者や父母などの対象家族に係る所定の介護休業を取得し、かつ、原則として、介護休業開始日前2年間にみなし被保険者期間が通算して12カ月以上ある場合に支給されます。なお、介護休業給付金の支給対象となる介護休業は、支給単位期間における就業日数が(①)日以下であるものに限られます。また、同一の対象家族について介護休業を分割して取得する場合、介護休業を開始した日から通算して(②)日を限度に3回までに限り支給されます。

介護休業給付金の額は、一支給単位期間当たり『休業開始時賃金日額×支給日数×(③)%』の算式で算出されます。なお、介護休業期間中に事業主から賃金の支払がある場合、その支給単位期間における介護休業給付金は、賃金額が『休業開始時賃金日額×支給日数』の13%相当額超□□□%相当額未満であるときは減額支給となり、□□□%相当額以上であるときは支給されません」

〈数値群〉

- イ. 10
- ロ. 14
- ハ. 31
- ニ. 50
- ホ. 56
- ヘ. 67
- ト. 75
- チ. 93
- リ. 120

【答え】

介護休業給付金		
概要	・ 負傷、疾病又は身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上にわたり常時介護を必要とする状態にある家族を、介護するための休業した場合に支給されます。 ・ 介護休業を開始する日の2週間前に事業主に申し出る必要がある。	
対象家族	・ 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）・父母（養父母を含む）・子（養子を含む）・配偶者の父母（養父母を含む）・祖父母・兄弟姉妹・孫 ※対象家族に、同居や扶養等の要件はない	
受給要件	・ 介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月以上必要 ・ 就労した場合、1支給単位期間において、就労している日数が10日以下であること ※ 1支給単位期間とは休業開始日から起算して1カ月毎に区切った各期間	
支給期間	支給対象となる同じ家族について、休業開始から通算して 93日 を限度に 3回 まで支給(分割取得可能)	
支給額 (おおよそ月収の67%)	休業開始時賃金日額×支給日数=13%未満	休業開始時賃金日額×支給日数× 67%
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%未満	休業開始時賃金日額×支給日数×80%-支払賃金額
	休業開始時賃金日額×支給日数=80%以上	不支給

①イ. 10

[受給要件]

- ・ 介護休業を開始した日前 2 年間に被保険者期間が 12 ヶ月以上あること
- ・ 就業した場合、1 支給単位期間において、就労している日数が **10 日以下**であること

(つまり 11 日以上働いたら給付金はないということ)

※1 支給単位期間とは

介護休業開始日から 1 ヶ月のこと。

②チ. 93

[支給期間]

休業開始から通算して 93 日を限度に 3 回まで支給されます。

《例》

休業 1 回目 30 日

休業 2 回目 30 日

休業 3 回目 40 日

合計、休業 100 日休んだ場合は、限度の 93 日分が支給されます。

③へ. 67

[支給額]

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 67%

が支給額の基本です。

勤務先から賃金が全く支払われない場合でも、67%相当額が支給されます。

《例》

休業開始時賃金日額 1 万円 × 93 日 × 67%=支給額 62 万 3,100 円

【第2問】 次の設例に基づいて、各問(問4～問6)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(54歳)は、専業主婦である妻Bさん(53歳)および長女Cさん(23歳)との3人暮らしである。

Aさんは、長女Cさんが大学を卒業して社会人として働き始めたことを機に、生命保険の見直しをしたいと考えている。また、保障内容の見直しに合わせて、公的介護保険について理解しておきたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険

契約年月日 : 2005年9月1日

月払保険料 : 17,200円(65歳払込満了)

契約者(=保険料負担者)・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額5,000円	10年
生活習慣病入院特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※更新型の特約は、2015年9月1日に同じ保障金額で更新している。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問4

Mさんは、Aさんに対して、必要保障額およびAさんが現在加入している生命保険の保障金額について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。

「生命保険の見直しをするにあたって、現時点での必要保障額を算出し、準備すべき死亡保障額を把握しましょう。下記の〈算式〉および〈条件〉を参考にすれば、Aさんが現時点で死亡した場合の必要保障額は(①)万円となります。Aさんが現時点で不慮の事故や所定の感染症以外の事由により死亡した場合、定期保険特約付終身保険から妻Bさんに支払われる死亡保険金額は(②)万円となります。他方、Aさんが不慮の事故で180日以内に死亡した場合の死亡保険金額は(③)万円となります」

〈算式〉

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

〈条件〉

1. 現在の毎月の日常生活費は35万円であり、Aさん死亡後の妻Bさんの生活費は、現在の日常生活費の50%とする。
2. 現時点の妻Bさんの年齢における平均余命は、36年とする。
3. Aさんの死亡整理資金(葬儀費用等)・緊急予備資金は、500万円とする。
4. 住宅ローン(団体信用生命保険に加入)の残高は、400万円とする。
5. 死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額は、2,800万円とする。
6. Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額は、4,900万円とする。
7. 現在加入している生命保険の死亡保険金額は考慮しなくてよい。

【答え】

① 360(万円)

必要保証額とは、万が一の時に、残された家族が生活していくための不足する金額のことで、死亡保険金額を決めるための基準に使われます。

〈算式〉

必要保障額＝遺族に必要な生活資金等の支出の総額－遺族の収入見込金額

●遺族に必要な生活資金等の支出の総額

・平均余命 36 年の生活資金等

35 万円×50%×12 ヶ月×36 年=7,560 万円

・死亡整理資金(葬儀費用等) ・緊急予備資金=500 万円

※緊急予備資金とは、「不足の事態」で出費が必要になったり、収入が減ったりした時の準備金のことで、一般に月々の生活費 3～6 ヶ月分。

・住宅ローン残高 400 万円は、被保険者の死亡により団体信用生命保険から支払われる保険金と相殺されるため、ゼロ円です。

7,560 万円+500 万円=8,060 万円

●遺族の収入見込金額

・死亡退職金見込額とその他金融資産の合計額 2,800 万円

・Aさん死亡後に妻Bさんが受け取る公的年金等の総額 4,900 万円

2,800 万円+4,900 万円=7,700 万円

●必要保障額

支出額 8,060 万円－収入額 7,700 万円=360 万円

(360 万円の不足分を、死亡保険金 360 万円程度を目安に生命保険を検討)

② 1,500(万円)

〈Aさんが現在加入している生命保険に関する資料〉

保険の種類 : 定期保険特約付終身保険
契約年月日 : 2005年9月1日
月払保険料 : 17,200円 (65歳払込満了)
契約者 (=保険料負担者)・被保険者 : Aさん
死亡保険金受取人 : 妻Bさん

主契約および特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険	100万円	終身
定期保険特約	1,100万円	10年
特定疾病保障定期保険特約	300万円	10年
傷害特約	500万円	10年
災害割増特約	500万円	10年
入院特約	1日目から日額5,000円	10年
生活習慣病入院特約	1日目から日額5,000円	10年
リビング・ニーズ特約	—	—

※更新型の特約は、2015年9月1日に同じ保障金額で更新している。

[Aさんが死亡した場合に支払われる死亡保険金額]

- ・終身保険:100 万円
→被保険者が亡くなった時、いつでも支払われる。
- ・定期保険特約:1,100 万円
→特約の保険期間中に被保険者が亡くなった時に支払われる。
- ・特定疾病保障定期保険特約:300 万円
→「特定疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中など)による保険金」と「死亡原因は問わない保険金」の2つの側面を持ちます。

100 万円+1,100 万円+300 万円=1,500 万円

③ 2,500(万円)

[Aさんが不慮の事故で 180 日以内に死亡した場合の死亡保険金額]

- ・問題②の 1,500 万円が加算されます。

- ・傷害特約:500 万円

- 急激・偶然・外来の事故によってケガを負い、その事故が原因で死亡または高度障害になった場合に保険金が支払われます。

- ・災害割増特約:500 万円

- 主契約の死亡保障に上乘せする形で、事故が原因で死亡または高度障害になった場合に保険金が支払われます。

1,500 万円+500 万円+500 万円=2,500 万円

問5

Mさんは、Aさんに対して、公的介護保険について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「公的介護保険の被保険者は、60 歳以上の第1号被保険者と 40 歳以上 60 歳未満の第2号被保険者に区分されます。公的介護保険の保険給付を受けるためには、市町村(特別区を含む)から要介護認定または要支援認定を受ける必要があります」

②

「公的介護保険の第2号被保険者は、要介護状態または要支援状態となった原因が特定疾病によって生じたものでなければ、保険給付が受けられません。特定疾病の具体例として、末期がん、脳血管疾患、初老期における認知症などが挙げられます」

③

「公的介護保険の第1号被保険者が保険給付を受けた場合の自己負担割合は、合計所得金額の多寡にかかわらず、実際にかかった費用(食費、居住費等を除く)の1割となります」

【答え】

『公的介護保険』

公的介護保険は、要介護・要支援の認定を受け、介護サービスを受けられる制度です。

保険者	市区町村が運営主体	
区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満
受給要件	原因を問わず 要介護・要支援になった人	老化に起因する特定疾病により 要介護・要支援になった人

① ✕

60 歳ではなく、65 歳以上が正しい説明です。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上	40歳以上～65歳未満

保険者(運営主体)は、市町村となります。

② ○

第2号被保険者は、**特定疾病**により要介護・要支援者になった人が要件となります。

特定疾病

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し
要介護状態の原因である身体の障害を生じさせると認められる疾病

1. がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）
2. 関節リウマチ
3. 筋萎縮性側索硬化症
4. 後縦靱帯骨化症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症
6. 初老期における認知症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病関連疾患
8. 脊髄小脳変性症
9. 脊柱管狭窄症
10. 早老症
11. 多系統萎縮症
12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13. 脳血管疾患
14. 閉塞性動脈硬化症
15. 慢性閉塞性肺疾患
16. 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

③ **×**

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
自己負担割合	●介護サービスにかかった費用の原則1割 負担 (第1号被保険者で、一定以上所得者の場合は2割または3割) (第2号被保険者は、1割に限定) ●介護保険施設利用の場合は、費用の1割 負担 (第1号被保険者で、一定以上所得者の場合は2割または3割) (第2号被保険者は、1割に限定) ●居住費、食費、日常生活費等や、居宅サービスの支給限度を超えた場合は全額自己負担となります。 (ただし、所得の低い方や、1ヶ月の利用料が高額になった方については、別に負担の軽減措置が設けられています。) ●ケアプラン作成費(介護サービス計画費用)は、全額介護保険から給付されるため、自己負担はありません(無料)	

・第2号被保険者は、1割に限定されます。

・第1号被保険者は、原則**1割**ですが、一定以上の所得の人は、**2割**または**3割**の負担になります。

よって、第1号被保険者は、必ず1割と決まっているわけではありません。

※備考

Q:なぜ第2号被保険者は1割に限定されるのか?

A:第2号被保険者の人は、「特定疾病によって介護が必要となった場合」に限定されますので、給付対象の範囲が狭いため、1割に限定されています。

問6

Mさんは、Aさんに対して、Aさんが現在加入している生命保険の見直しについて説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「公的介護保険の保険給付は、主に訪問介護や通所介護(デイサービス)などの現物給付による介護サービスです。現在加入している生命保険の死亡保険金額を減額し、民間の介護保険に新たに加入することで、介護年金や介護一時金の保障を準備することも検討に値します」

②

「医療保障を見直し、保障が一生涯続く終身医療保険に加入することも検討に値します。終身医療保険は、保障内容を変更しなければ、主契約の保険料が保険期間の途中で上がることはありません」

③

「現在加入している定期保険特約付終身保険を見直す方法として、契約転換制度の利用が考えられます。転換後契約の保険料は転換前契約の加入時の年齢および保険料率により算出されるため、新規に加入する場合と比較し、保険料負担を抑えることができます」

【答え】

① ○

公的介護保険の給付は、主に訪問介護や通所介護(デイサービス)などの現物給付による介護サービスであるため、**生活費や医療費を補うことはできません。**

そこで、一時金や年金で現金給付される民間の介護保険・医療保険を検討することは正しいと言えます。

② ○

医療保障を見直す際、定期型(一定期間のみ保障が続き、更新時に保険料が上がるタイプ)の医療保険から、保障が一生継続する終身医療保険へ切り替えるという選択肢は検討に値します。

終身医療保険では、主契約の保障内容を途中で変更しない限り、加入時に決まった**保険料が一生変わらない**仕組みになっているため、年齢が上がるにつれて更新のたびに保険料が増えていく定期型と比べると、将来の負担を予測しやすいというメリットがあります。

特に高齢になるほど医療保険に加入しにくくなることや、更新型だと老後に保険料負担が重くなる可能性があることを考えると、終身型を検討する価値は十分にあります。

③ ✕

契約転換制度は、現在の契約を活用して、新たな保険を契約する方法です。現在の契約の積立部分や積立配当金を転換(下取り)価格として新しい契約の一部に当てる方法で、元の契約は消滅します。

契約転換制度では、古い契約を下取りにして新しい保険へ切り替えることができますが、転換後の保険料は転換前契約の加入時の年齢ではなく、**転換時の年齢とその時点の保険料率で計算**されます。

したがって、文章にあるように「転換前契約の加入時年齢で算出されるため、新規加入より保険料が抑えられる」という説明は誤りです。

転換時の年齢で新たに保険料を計算するため、年齢が上がっていれば**保険料も高くなりやすい仕組み**です。

契約転換制度	
メリット	デメリット
・加入し直す手続きが簡単で、保障を途切れさせずに見直しできる ・健康状態の審査が新規加入より緩和される場合があり、体調に不安がある人でも切り替えやすい ・解約返戻金を新契約の初期費用に充当でき、当初の負担を抑えやすい	・転換時の年齢で保険料が計算されるため、年齢が上がっているほど保険料は高くなりやすい ・保険料を抑えるために、結果として新契約の保険金額が下がり、保障が小さくなることがある ・積立部分を転換に使うことで、将来の解約返戻金や貯蓄性が弱まる可能性がある

【第3問】 次の設例に基づいて、各問(問7～問9)に答えなさい。

-----《設 例》-----

Aさん(53歳)は、X株式会社(以下、「X社」という)の代表取締役社長である。
Aさんは、現在、従業員に対する退職金の準備の方法について検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談したところ、中小企業退職金共済制度(X社は加入要件を満たしている)の説明と養老保険(福利厚生プラン)の提案を受けた。

〈Aさんが提案を受けた養老保険(福利厚生プラン)に関する資料〉

保険の種類	: 養老保険(特約付加なし)
契約者(=保険料負担者)	: X社
被保険者	: 役員・従業員全員(33名)
死亡保険金受取人	: 被保険者の遺族
満期保険金受取人	: X社
保険期間・保険料払込期間	: 60歳満期
死亡・高度障害保険金額	: 500万円(1人当たり)
年払保険料	: 700万円(33名の合計)

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問7

仮に、将来X社がAさんに役員退職金 5,000 万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金について、次の①、②を答えなさい。〈答〉は万円単位とすること。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）は 32 年2カ月とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

- ① 退職所得控除額
- ② 退職所得の金額

【答え】

①

●退職所得控除額の計算式

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万×勤続年数(最低80万円)
20年超	70万円×(勤続年数-20年)+800万円

* 勤続年数1年未満の端数は1年として切り上げます。

[本問の場合]

Aさんの勤続年数32年2ヶ月なので、勤続年数33年で計算します。

$$70万円 \times (33年 - 20年) + 800万円 = 1,710万円$$

②

●退職所得の計算式

$$\text{退職所得} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

$$(5,000万円 - 1,710万円) \times 1/2 = 1,645万円$$

したがって正解は、

①1,710 (万円)

②1,645 (万円)

問8

Mさんは、Aさんに対して、中小企業退職金共済制度(以下、「中退共」という)について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「中退共は、中小企業の事業主が勤労者退職金共済機構と従業員を被共済者とする退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる共済制度です。毎月の掛金は、被共済者1人につき、5,000 円から(①)円までの範囲内から選択することができます。なお、短時間労働者(パートタイマー等)は月額 2,000 円から加入することができ、役員は原則として加入することができません。法人が支出した掛金は、その(②)を損金の額に算入することができます。

中退共には、中退共に新たに加入する事業主に対して、原則として、掛金月額2分の1(被共済者1人につき 5,000 円が上限)を加入後(③)カ月目から1年間、国が助成する制度があります。また、掛金月額が 18,000 円以下の被共済者の掛金を増額する事業主に対して、増額分の(④)を増額月から1年間、国が助成する制度もあります」

〈語句群〉

イ. 2

ロ. 4

ハ. 6

ニ. 30,000

ホ. 50,000

ヘ. 70,000

ト. 全額

チ. 2分の1

リ. 3分の1

ヌ. 4分の1

【答え】

【中小企業退職金共済】

概要	退職金制度を設けることが難しい中小企業について、国の援助によって退職金制度を設け、中小企業で働く方々の福祉の増進を図る制度。
加入対象	原則、従業員を加入させなければなりません。 (役員、個人自業主や法人企業の役員は加入できません)
掛金	従業員ごとに掛金月額を5千円から3万円の範囲で選択できます。 年齢や勤続年数などに応じて個別に設定が可能です。
掛金負担	全額事業主負担(従業員は拠出することはできません)
国の援助	新たに参加する事業主に対して →掛金の1/2(上限1人につき5,000円)を参加後4ヶ月目から1年間助成。
	新たに増額(月額18,000円以下)する事業主に対して →増額分の1/3を増額月から1年間助成。
税法上の取り扱い	会社の場合：全額損金に算入
	個人自営業主：全額経費に計上

① ニ. 30,000

掛金は、月額 5,000 円～30,000 円の範囲で選択できます。

② ト. 全額

掛金は、全額損金算入です。

③ ロ. 4

国の援助は、新たに参加する事業者に対して、掛金の 1/2 を、参加後 4ヶ月目～1 年間となります。

④ リ. 3分の1

新たな増額(月額 18,000 円以下する事業主に対して、増額分の 1/3 を増額月から 1 年間助成されます。

問9

Mさんは、Aさんに対して、提案した養老保険(福利厚生プラン)について説明した。Mさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「養老保険(福利厚生プラン)の支払保険料は、その2分の1相当額を福利厚生費として損金の額に算入することができます」

②

「役員や部課長など、特定の者のみを被保険者として加入する場合、支払保険料を福利厚生費として処理することはできず、支払保険料の全額を被保険者に対する給与として損金の額に算入します」

③

「養老保険(福利厚生プラン)の死亡保険金が被保険者の遺族に支払われた場合、当該被保険者の保険契約に係る資産計上額を取り崩し、当該金額を雑損失として損金の額に算入します」

【答え】

【1/2養老保険 ハーフタックスプラン】

概要	ハーフタックスプランとは、被保険者の死亡等で中途解約となった場合、解約返戻金を受け取ることができるプランです。保険期間が満期になった場合、満期保険金を受け取れる保障と貯蓄の機能を併せ持った保険です。 ハーフタックスプランでは、契約者を法人、被保険者を役員・従業員、普遍的加入（加入者の公平性）を条件に、福利厚生費として2分の1を損金計上が認められています。
----	--

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上 (保険料積立金)
従業員・役員の遺族	法人	1/2 資産計上(保険料積立金) 1/2 損金計上(福利厚生費)

① ○

[福利厚生プランの契約形態]

- ・契約者→法人
- ・被保険者→役員または従業員
- ・満期保険金の受取人→法人
- ・死亡保険金→役員または従業員の遺族

この条件の場合、福利厚生費として **2 分の 1** を損金計上、
残りの 2 分の 1 は、資産計上となります。

② ✕

[給与課税となる契約形態]

- ・契約者→法人
- ・被保険者→従業員
- ・満期保険金の受取人→従業員
- ・死亡保険金→従業員の遺族

給与扱いとなるのは、保険金受取人の設定が従業員側のみで、法人に保険金が戻らない契約形態の場合です。

給与課税ですので、全額損金算入になります。

[本問の場合]

“役職者など特定者のみを対象にしている場合”に限らず、保険金受取人が従業員側のみで、法人が保険金を受け取らない契約形態の場合は、給与課税となり、全額損金算入できます。

よって、「役員や部課長など、特定の者のみを被保険者として加入する場合、」の部分の説明が不適切となります。

③ ○

[福利厚生プランの契約形態]

- ・契約者→法人
- ・被保険者→役員または従業員
- ・満期保険金の受取人→法人
- ・死亡保険金→役員または従業員の遺族

死亡保険金の受取人が被保険者の遺族になっているため、死亡保険金は法人には入りませんので、法人が資産計上した部分は、回収不可能な資産として取り崩します。

よって、**資産計上した金額を取り崩し**、その金額を**雑損失として損金算入**が認められています。

※法人は雑損失が嬉しい。雑損失は、費用(損金)を計上できたため、法人税の負担を軽減できる。

1. 雑損失が増える → 損金が増える
2. 損金が増える → 課税所得が減る
3. 課税所得が減る → 法人税が減る

[法人から見た流れ]

- 1 福利厚生プランなので保険料の2分の1を資産計上してきた
- 2 死亡保険金は遺族が受け取るため法人には戻らない
- 3 資産として残す理由がなくなるため取り崩す
- 4 取り崩し額を雑損失として損金に計上する

[法人から見た福利厚生プラン]

- ・福利厚生と節税の効果がある
- ・満期まで生存すれば会社に資産を戻せる
- ・しかし途中の死亡で受取先が遺族になるため、確実に会社に資産を残せる商品ではない

【第4問】 次の設例に基づいて、各問(問 10～問 12)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(52歳)は、妻Bさん(49歳)、長女Cさん(24歳)および長男Dさん(14歳)との4人家族である。Aさんは、2024年中に妻Bさんの入院・手術に係る医療費を支払ったため、医療費控除の適用を受けたいと思っている。また、Aさんは、2024年中に養老保険(平準払)の満期保険金および一時払終身保険の解約返戻金を受け取っている。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (52歳)： 会社員

妻Bさん (49歳)： パートタイマー。2024年中に給与収入50万円を得ている。

長女Cさん(24歳)： 大学院生。2024年中の収入はない。

長男Dさん(14歳)： 中学生。2024年中の収入はない。

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額： 790万円

(2) 養老保険(平準払)の満期保険金

契約年月： 1994年3月

契約者(＝保険料負担者)・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

満期保険金受取人： Aさん

満期保険金額： 500万円

正味払込保険料： 400万円

(3) 一時払終身保険の解約返戻金

契約年月： 2016年9月

契約者(＝保険料負担者)・被保険者： Aさん

死亡保険金受取人： 妻Bさん

解約返戻金額： 480万円

正味払込保険料： 500万円

※妻Bさん、長女Cさんおよび長男Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2024年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 10

Aさんの 2024 年分の所得税の課税等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「Aさんが受け取った養老保険(平準払)の満期保険金に係る保険差益は、一時所得として総合課税の対象となります」

②

「Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、38 万円です」

③

「会社員のAさんは、勤務先に所定の書類を提出することにより、年末調整において医療費控除の適用を受けることができます」

【答え】

① ○

平準払(分割で払う)養老保険の満期保険金は、契約期間の長さに関係なく利益部分が一時所得として総合課税の対象です。

※備考

満期保険金や解約返戻金は

「個人が保険料を負担し、個人が受け取る」

という普通の契約であれば、利益部分は一時所得になります。

ただし

- ・受取人の関係
- ・支払い方法
- ・契約年数

で課税区分が変わる場合があります。

② ○

【配偶者控除】

概要	生計を一にする配偶者の合計所得金額が 58万円以下 で納税者本人の所得が 1,000万円以下 である場合に適用
適用要件	- 配偶者(内縁関係の人は該当しません) - 納税者と生計を一にしていること。 - 年間の合計所得金額が58万円以下であること。(給与のみの場合は給与収入が123万円以下) - 青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払いを受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

[本問の場合]

・Aさんの所得は、問12の答え616万円で、要件の合計所得金額1,000万円以下です。

・妻Bさんの給与収入50万円は、給与所得控除65万円を差し引くと合計所得金額は0万円となり、要件の58万円以下になります。

よって配偶者控除の適用対象となり、控除額は**38万円**となります。

③ **×**

【給与所得者の確定申告】

概要	給与所得者は、年末調整によって所得税額が確定し、納税が完了しますが、次のいずれかに当てはまる人は確定申告が必要です。
確定申告が必要な場合	- 給与の年間収入金額が2,000万円を超える - 給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える 2カ所以上から給与の支払いを受けている - 住宅ローン控除の初年度の適用を受ける場合 雑損控除・医療費控除・寄附金控除を受ける場合 - 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人など

雑損控除・医療費控除・寄附金控除は、年末調整で適用を受けることはできませんので、給与所得者でも**確定申告をする必要**があります。

問 11

所得税における医療費控除に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「通常の医療費控除は、その年分の総所得金額等の合計額が 200 万円以上である納税者の場合、その年中に支払った医療費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が(①)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高 200 万円)を総所得金額等から控除することができる所得控除です。また、セルフメディケーション税制(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)では、定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている納税者が特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が(②)円を超えるときは、その超える部分の金額(最高(③)円)を総所得金額等から控除することができます。なお、セルフメディケーション税制は、通常の医療費控除と(④)」

〈語句群〉

イ. 12,000

ロ. 32,000

ハ. 40,000

ニ. 50,000

ホ. 68,000

ヘ. 88,000

ト. 100,000

チ. 120,000

リ. 200,000

ヌ. の選択適用となります

ル. 併用して適用を受けることができます

【答え】

① ト. 100,000

医療費控除では、医療費(補填分を差し引いた後)、10 万円を超えた部分が控除対象となります。

※備考

医療費(補填分を差し引いた後)

医療費 30 万円を支払った

保険金 10 万円を受け取った

医療費控除の対象となる金額は、30 万円-10 万円=20 万円となります。

② イ. 12,000

セルフメディケーション税制とは、

自分の健康を守るため、市販薬を買った人に対して、税金を安くする制度で、対象医療費の支払額(補填分を差し引いた後)が 12,000 万円を超えた部分が控除の対象となります。

例

- ・年収 400 万円
- ・所得税率 10%
- ・セルフメディケーション対象医薬品購入:5 万円

・控除額

50,000 円-12,000 円=38,000 円

・節税

所得税:38,000 円×10%=3,800 円

住民税:38,000 円×10%=3,800 円

節税効果合計=約 7,600 円

③ へ. 88,000

セルフメディケーション税制で控除できる金額の上限は、88,000 円です。

④ ヌ. の選択適用となります

医療費控除とセルフメディケーション税制は、どちらも医療費の負担を軽くするための制度ですが、両方を同じ年に同じ人が同時に利用することはできません。

どちらか有利なほうを 1 つだけ選んで使う仕組みになっています。
これを「選択適用」といいます。

よって

セルフメディケーション税制を使う年は通常の医療費控除は使えず、
通常の医療費控除を使う年はセルフメディケーション税制は使えません。

問 12

Aさんの2024年分の所得税の算出税額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	給与所得の金額	□□□円
	総所得金額に算入される一時所得の金額	(①) 円
(a)	総所得金額	□□□円
	医療費控除	□□□円
	社会保険料控除	□□□円
	生命保険料控除	□□□円
	地震保険料控除	□□□円
	配偶者控除	□□□円
	扶養控除	(②) 円
	基礎控除	□□□円
(b)	所得控除の額の合計額	2,800,000円
(c)	課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□円
(d)	算出税額 ((c) に対する所得税額)	(③) 円

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額	給与所得控除額
万円超 万円以下	
～ 180	収入金額×40%－10万円 (55万円に満たない場合は、55万円)
180 ～ 360	収入金額×30%＋8万円
360 ～ 660	収入金額×20%＋44万円
660 ～ 850	収入金額×10%＋110万円
850 ～	195万円

〈資料〉 所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	195	5%	—
195	～	330	10%	9万7,500円
330	～	695	20%	42万7,500円
695	～	900	23%	63万6,000円
900	～	1,800	33%	153万6,000円
1,800	～	4,000	40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

【答え】

〈Aさんの2024年分の収入等に関する資料〉

(1) 給与収入の金額 : 790万円

(2) 養老保険（平準払）の満期保険金

契約年月 : 1994年3月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

満期保険金受取人 : Aさん

満期保険金額 : 500万円

正味払込保険料 : 400万円

(3) 一時払終身保険の解約返戻金

契約年月 : 2016年9月

契約者（＝保険料負担者）・被保険者 : Aさん

死亡保険金受取人 : 妻Bさん

解約返戻金額 : 480万円

正味払込保険料 : 500万円

①

●一時所得

一時所得＝総収入金額－支出金額－特別控除(50万円)

※総所得金額に算入する場合はさらに1/2をします。

※満期保険金や解約返戻金は収入金額・正味払込保険料は支出金額

$(500 \text{ 万円} + 480 \text{ 万円}) - (400 \text{ 万円} + 500 \text{ 万円}) - 50 \text{ 万円} = 30 \text{ 万円}$

$30 \text{ 万円} \times 1/2 = 15 \text{ 万円}$

②

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん (52歳) : 会社員

妻Bさん (49歳) : パートタイマー。2024年中に給与収入50万円を得ている。

長女Cさん (24歳) : 大学院生。2024年中の収入はない。

長男Dさん (14歳) : 中学生。2024年中の収入はない。

	対象者	控除額
一般扶養者	扶養家族で16歳以上70歳未満	38万円
特定扶養者	扶養家族で19歳以上23歳未満	63万円
老人扶養者	扶養家族で70歳以上	同居親族→58万円 同居親族以外→48万円

[本問の場合]

・長女 C さん(24 歳)は、収入はありませんので、一般扶養者の要件を満たしていますので、38 万円の控除対象です。

・長男 D さん(14 歳)は、16 歳未満で扶養控除の対象外です。

③

総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

●給与所得

給与所得=給与収入-給与所得控除

〈資料〉給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	～ 180	収入金額×40%－10万円（55万円に満たない場合は、55万円）
180	～ 360	収入金額×30%＋8万円
360	～ 660	収入金額×20%＋44万円
660	～ 850	収入金額×10%＋110万円
850	～	195万円

給与所得控除額:790万円×10%+110万円=189万円

給与所得額:790万円-189万円=601万円

●一時所得

①より15万円

●総所得金額

総所得金額=給与所得 601万円+一時所得 15万円=616万円

〈資料〉 所得税の速算表

課税総所得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	195		5%	—
195	～ 330		10%	9万7,500円
330	～ 695		20%	42万7,500円
695	～ 900		23%	63万6,000円
900	～ 1,800		33%	153万6,000円
1,800	～ 4,000		40%	279万6,000円
4,000	～		45%	479万6,000円

(a)総所得金額 616 万円-(b)所得控除の合計額 280 万円=336 万円

336 万円×20%-427,500 円=244,500 円

したがって正解は、

- ① 150,000 (円)
- ② 380,000 (円)
- ③ 244,500 (円)

【第5問】 次の設例に基づいて、各問(問 13～問 15)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(57歳)の父Cさんは、賃貸アパートの貸付事業を行い、X市内の自宅(実家)で1人暮らしをしていたが、先月、病気により死亡した。父Cさんの相続に係る相続人は、Aさんおよび弟Bさん(55歳)の2人である。

父Cさんは、生前に家族と相続について話し合っておらず、遺言書も作成していなかった。Aさんは、弟Bさんと相談して遺産分割を行う予定であるが、相続税の申告等、わからないことが多い。

また、Aさんおよび弟Bさんは、他県でそれぞれが所有する自宅に住んでおり、X市に戻る予定はない。実家の建物は築後かなりの期間が経過しており、老朽化が激しく、管理にも手間がかかるため、実家(敷地および建物)については、相続手続きの終了後、売却したいと思っている。また、父Cさんが所有していた賃貸アパート(敷地および建物)については、Aさんが相続により取得し、貸付事業を承継する予定である。

〈父Cさんの主な相続財産(相続税評価額、下記の生命保険を除く)〉

①現預金 : 4,000万円

②自宅(実家)

敷地(350㎡) : 8,000万円

建物 : 300万円

③賃貸アパート(全室、賃貸中)

敷地(300㎡) : 4,500万円(注)

建物(6室) : 2,000万円

(注)「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用前の金額

〈父Cさんが加入していた一時払終身保険の内容〉

契約者(=保険料負担者)・被保険者 : 父Cさん

死亡保険金受取人 : Aさん

死亡保険金額 : 1,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問 13

父Cさんの相続に係る相続税の総額を試算した下記の表の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、課税遺産総額(相続税の課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額)は1億4,000万円とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

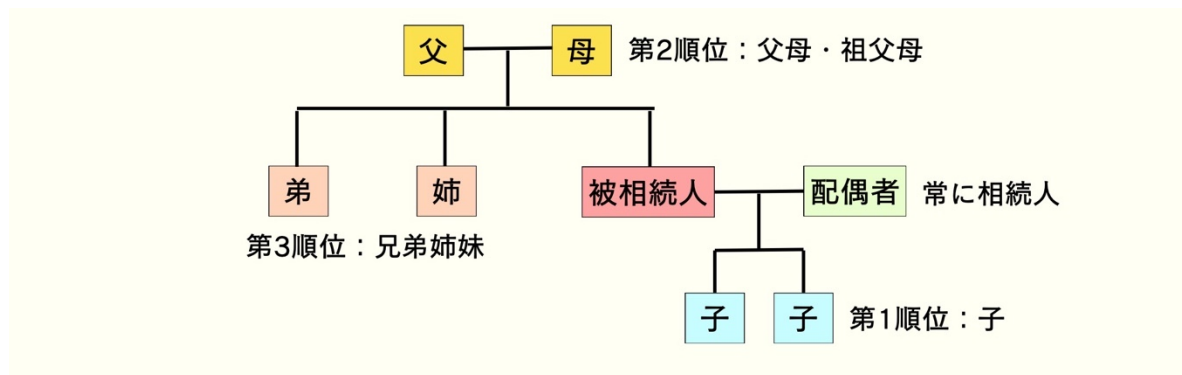
(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
(b) 遺産に係る基礎控除額		(①) 万円
課税遺産総額 ((a)－(b))		1億4,000万円
相続税の総額の基となる税額		
Aさん		□□□万円
弟Bさん		(②) 万円
(c) 相続税の総額		(③) 万円

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～	1,000	10%	—
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円
30,000	～	60,000	50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

【答え】

〈法定相続人〉



順位	範囲	備考
第1順位	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位	直系尊属	父母・祖父母の順
第3順位	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がない場合

〈法定相続分〉

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2(均等分)	1/2	すべて均等分
第2順位	直系尊属	1/3(均等分)	2/3	すべて均等分
第3順位	兄弟姉妹	1/4(均等分)	3/4	すべて均等分

①

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

法定相続人2人(Aさん・弟Bさん)です。

遺産に係る基礎控除額=3000万円+600万円×2人
=①4,200万円

②

・課税遺産総額=1 億 4,000 万円

[本問の場合]

法定相続人:Aさん・弟 Bさん

法定相続分:Aさん 1/2・弟 Bさん 1/2

(本問では、Aさんと弟 Bさんは、父 Cさんから見て、子となり、相続人が子 2人の場合、法定相続分は均等となるため、各 1/2 ずつとなります。)

・課税遺産総額 1 億 4,000 万円を法定相続分で各人に分配

Aさん: 1 億 4,000 万円×1/2=7,000 万円

弟 Bさん: 1 億 4,000 万円×1/2=7,000 万円

・速算表より各人ごとの相続税額を算出

〈資料〉相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
～	1,000	10%	—
1,000	～ 3,000	15%	50万円
3,000	～ 5,000	20%	200万円
5,000	～ 10,000	30%	700万円
10,000	～ 20,000	40%	1,700万円
20,000	～ 30,000	45%	2,700万円
30,000	～ 60,000	50%	4,200万円
60,000	～	55%	7,200万円

Aさん: 7,000 万円×30%-700 万円=1,400 万円

弟 Bさん: 7,000 万円×30%-700 万円=②1,400 万円

[相続税の総額]

1,400 万円+1,400 万円=③2,800 万円

したがって正解は、

① 4,200 (万円)

② 1,400 (万円)

③ 2,800 (万円)

問 14

父Cさんの相続に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

I

「父Cさんが死亡した年分の所得税について、確定申告書を提出しなければならない場合に該当するときは、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から (①) カ月以内に準確定申告を行わなければなりません」

II

「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から (②) カ月以内に提出する必要があります。申告書の提出先は、(③) を所轄する税務署長です」

III

「相続により不動産の所有権を取得した相続人は、原則として、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、その不動産の所有権を取得したことを知った日から (④) 年以内に、その不動産について相続登記の申請をする必要があります」

〈語句群〉

イ. 1

ロ. 2

ハ. 3

ニ. 4

ホ. 6

ヘ. 8

ト. 10

チ. 相続人の住所地

リ. 被相続人の死亡時の住所地

【答え】

①ニ. 4

年の中で死亡した者が、その年分の所得税について確定申告を要する場合は、準確定申告となり、相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から **4ヶ月以内**に、その年の被相続人の所得税の確定申告をすることが必要です。

②ト. 10

相続税の申告が必要な場合の期限は
相続の開始があったことを知った日の翌日から **10か月以内**です。

③リ. 被相続人の死亡時の住所地

相続税の申告書は、**被相続人が亡くなった時点で住んでいた住所**を所管する税務署長に提出します。

④ハ. 3

不動産を相続によって取得した相続人は自己のために相続が開始したことを知り、かつ所有権取得を知った日から **3年以内**に相続登記を申請する義務があります。

これは 2024 年(令和 6 年)からの新制度で、不動産の所有者不明問題に対応するための登記義務化です。

3 年以内に登記をしないと過料の対象となる可能性があります。

問 15

「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」(以下、「本特例」という)に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「仮に、実家の敷地および建物をAさんと弟Bさんが共有名義で相続した後、共同して売却し、本特例の適用を受けた場合、譲渡所得の金額の計算上、Aさんと弟Bさんのそれぞれが最高で 3,000 万円の特別控除を控除することができます」

②

「本特例の適用を受けるためには、相続により取得した実家の敷地および建物を相続税の申告期限までに売却する必要があります」

③

「本特例の適用を受ける場合、重複して『相続財産に係る譲渡所得の課税の特例』(相続税の取得費加算の特例)の適用を受けることができます」

【答え】

【居住用財産の譲渡所得の特例】

居住用財産の3,000万円の特別控除	居住用財産を譲渡(売却)して利益が出た場合、譲渡所得の金額から最高3,000万円の控除を受けることができます。 ※夫婦で土地、建物を共有している場合、それぞれ3,000万円の特別控除が適用され最高6,000万円の控除ができます。
計算式	課税譲渡所得=譲渡益-3,000万円(特別控除)
主な適用要件	• 自己の居住用財産の譲渡であること • 譲渡した相手が親族や同族会社などに譲渡した場合は適用できない。 • 居住しなくなった日から3年目の年の12月31日までに譲渡していること • 前年、前々年にこの特例を受けていないこと • 前年、前々年に「特定の居住用財産の買替え特例」「譲渡損失の繰越控除の特例」を受けていないこと(3年に1回可能)
備考	• 居住用財産の所有期間は問われません。 • 短期譲渡・長期譲渡ともに適用されます。 • 「居住用財産の3,000万円の特別控除」と「居住用財産の軽減税率の特例」は併用可能。 • ・譲渡所得が0円の場合も確定申告が必要。

① ○

被相続人の居住用財産を相続で取得した人が、2人の場合は、それぞれ最高 3,000 万円の特別控除を受けることができます。

※備考

3人以上の場合は、最高 2,000 万円となります。

② ✕

本特定では、居住しなくなった日から 3 年目の年の 12 月 31 日までに譲渡していることが適用要件です。

「相続税の申告期限まで」という説明は不適切です。

③ ✕

- ・「被相続人の居住用財産(空き家)に係る譲渡所得の特別控除の特例」
と
- ・「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」(相続税の取得費加算の特例)
を重複して適用を受けることはできません。

どちらも、不動産を売却したときにかかる税金を安くするための優遇制度です。なので、選択適用(どちらか一方を選んで適用)が義務付けられています。